

議第 30 号

## 下呂市個人情報保護審査会条例について

下呂市個人情報保護審査会条例を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

個人情報の保護に関する法律の改正により国、民間、地方公共団体での個人情報の取り扱いが一元化されることに伴い、当該条例を制定するもの。

# 下呂市個人情報保護審査会条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、下呂市個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

## (設置)

第2条 個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため、下呂市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

## (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 諮問庁 次に掲げるものをいう。

ア 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関（議会を除く。以下同じ。）をいう。

イ 下呂市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年下呂市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第46条第1項の規定により審査会に諮問をした議長

(2) 保有個人情報 次に掲げるものをいう。

ア 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（次条第1号において「市の機関による開示決定等」という。）に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）をいう。

イ 議会個人情報保護条例第25条第1項、第34条又は第41条に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（次条第3号において「議長による開示決定等」という。）に係る保有個人情報（議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）

## (所掌事項)

第4条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、市の機関による開示決定等又は個人情報保護法第76条第2項、第90条第2項若しくは第98条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項

(2) 下呂市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年下呂市条例第 号）第5条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

(3) 議会個人情報保護条例第46条第1項の規定による諮問に応じ、議長による開示決定等又は

議会個人情報保護条例第 46 条第 1 項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項

(4) 議会個人情報保護条例第 51 条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

(組織)

第 5 条 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。

(委員)

第 6 条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第 7 条 審査会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審査会の調査審議)

第 8 条 審査会の調査審議は、この条例に定めるところにより、実施する。

(審査会の調査権限)

第 9 条 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第 1 項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第 10 条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第12条 審査会は、第9条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第13条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第14条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(個人情報の適正な取扱いの確保に関する調査審議)

第15条 審査会は、第4条第2号又は同条第4号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは市の機関又は議長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審査会は、第4条第2号又は同条第4号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは市の機関又は議長以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 17 条 第 6 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(下呂市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第 2 条 この条例の施行の際、廃止前の下呂市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第 38 条の規定により設置された下呂市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第 6 条第 1 項の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

2 前項の規定により施行日に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、旧審査会の委員としての任期の在任期間とする。

3 施行日前に旧審査会にされた諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

## 【参考資料】

### 下呂市個人情報保護審査会条例要綱

#### 1. 制定理由

個人情報の保護に関する法律の改正により国、民間、地方公共団体での個人情報の取り扱いが一元化されることに伴い、当該条例を制定するものです。

#### 2. 概要

(1) この条例の趣旨を定めます。

(第1条関係)

(2) 個人情報保護制度における審査請求及び、個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議する下呂市個人情報保護審査会を設置します。

(第2条関係)

(3) 条例において使用する用語の定義について定めます。

(第3条関係)

(4) 審査会の所掌事項について定めます。

(第4条関係)

(5) 審査会は、委員5人以内で組織します。

(第5条関係)

(6) 審査会の委員の任期、会長及び副会長の選任方法等について定めます。

(第6条、第7条関係)

(7) 審査会の調査権限について定めます。

(第9条関係)

(8) 審査請求人等からの意見の陳述、意見書等の提出、提出資料の写しの送付、審査請求人等への答申書の送付等について定めます。

(第10条、第11条、第12条、第14条関係)

(9) 審査会の行う調査請求に係る調査審議の手続きは、非公開とします。

(第13条関係)

(10) 審査会は、所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは市の機関等に対して資料の提出、意見の開陳等を求めることができます。

(第15条関係)

(11) 秘密を漏らした者に対する罰則を定めます。

(第 17 条関係)

(12) この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

(附則第 1 条関係)

(13) 下呂市個人情報保護条例の廃止に伴い、審査会の委員の委嘱及び施行日前に行  
った諮問についての経過措置を定めます。

(附則第 2 条関係)

